

令和6年度首都圏アンテナショップ協働プロモーション事業
に関する提案を求める公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画提案を募集する。

令和6年4月19日

岡山県知事 伊原木 隆太

記

1 提案に付する事項

(1) 業務名

令和6年度首都圏アンテナショップ協働プロモーション事業

(2) 業務の内容等

別添委託業務仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年度中で別途定める期日まで

2 参加資格要件

提案できる者は、岡山県内の市町村及び次の要件を満たしている者とする。ただし、産業支援機関（※）又は任意団体（市町村及び産業支援機関が事務局機能を担うものに限る。（以下同じ。））にあっては、(1)～(3)の要件は適用しないものとする。

(1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）の大分類「5 企画・製作（情報・通信サービスを除く）」中、小分類「5 広告・広報」、「6 イベント企画・運営」、「8 その他」のいずれかに掲載されている者であること。

(2) 入札参加資格者名簿の格付け区分がA又はBであること。

(3) 入札参加資格者名簿に掲載された事務所所在地が岡山県内であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 県税を完納していること。

※この業務委託において産業支援機関とは、岡山県内に主たる事務所を置く次の団体をいう。

岡山県商工会議所連合会、各商工会議所、岡山県商工会連合会、各商工会、岡山県中小企業団体中央会、（公財）岡山県産業振興財団、岡山県農業協同組合中央会、各農業協同組合、全国農業協同組合連合会岡山県本部、おかやま酪農業協同組合、岡山県漁業協同組合連合会、（公社）岡山県観光連盟、市町村の観光協会・観光連盟、DMO、岡山県酒造組合及び岡山県と連携・協力に関する包括協定を締結している金融機関

3 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県産業労働部産業企画課マーケティング推進室

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL：086-226-7365 FAX：086-226-7841

電子メール：marketing@pref.okayama.lg.jp

ホームページ（令和6年度首都圏アンテナショップ協働プロモーション事業）

●<https://www.pref.okayama.jp/page/774542.html>

4 契約条項を示す場所

上記3に同じ

5 業務委託参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）を次のとおり提出しなければならない。また、企画提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

① 配布期間

令和6年4月19日（金）から5月7日（火）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2条）

第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く。

② 配布場所

上記3の場所に同じ。また、上記3のマーケティング推進室のホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 企画提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

① 提出期間

令和6年4月19日(金)から5月7日(火)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日を除く。

② 提出場所

上記3の場所に同じ。

③ 提出書類

ア) 企画提案参加資格確認申請書(様式第1号)〈1部〉

イ) 会社概要(パンフレット等会社概要がわかるものを添付)〈8部〉

ウ) 印鑑証明書(受付日前3か月以内に発行された正本)〈1部〉

エ) 登記事項証明書(受付日前3か月以内に発行されたものの写し)〈1部〉

オ) 財務諸表(最近2カ年の決算年度の貸借対照表、損益計算書)〈1部〉

カ) 岡山県県民局長が発行する都道府県税の完納証明書(「県税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の証明書の写し)〈1部〉

④ 提出方法

持参又は郵便等(書留郵便、配達記録郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。)ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。なお、郵便等による場合は、上記3あてに郵送した旨を電話連絡すること。

⑤ 特例

市町村、産業支援機関及び任意団体は、参加資格確認の手続を行うことなく、企画提案書等の提出を行うことができる。

(3) 企画提案参加資格要件の審査

① 審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

② 企画提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

企画提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和6年5月13日(月)までにファックスを上記3あてに送信することにより、説明を求める書面(様式任意)を提出することができる。なお、ファックスを送信した場合には、上記3あてに、ファックスを送信した旨を電話連絡すること。

(4) 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。なお、企画提案書提出後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

① 受付期間及び方法

質問は、令和6年5月16日(木)午後5時までに質問書(様式第2号)を上記3の宛先に電子メールを送信する方法により提出することができる。なお、電子メールを送信した場合には、上記3あてに、電子メールを送信した旨を電話連絡すること。

② 回答

電子メールにより提出された質問書の回答については、随時、上記3のマーケティング推進室のホームページに回答を掲載する。

③ その他

企画提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

6 企画提案

(1) 提案書等の提出

① 提出期限 令和6年5月23日(木)午後5時まで(必着)

② 提出場所 上記3の場所に同じ

③ 提出書類

ア) 提案書(様式第3号) <原本1部+写し7部>

イ) 事業計画書(様式第4号) <8部>

ウ) 見積書(様式第5号) <原本1部+写し7部>

エ) その他参考資料 <8部>

④ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。なお、郵送の場合は、上記3へ郵送で提出した旨を電話連絡すること。

⑤ その他

必要な催事スペース又はプロモーションゾーンの空状況をマーケティング推進室に確認したうえで、提案書等の提出を行うこと。

7 受託者の選定

(1) 審査方法

提出書類より審査を行い、順位を付して選定する。

(2) 審査結果の通知方法

審査後、書面により速やかに各提案者に通知する。

8 委託契約

- (1) 上記7により選定された事業について、その順位に従い提案者と締結に関する協議を行い、協議が整い次第、契約を締結する。
- (2) 契約締結に際して、市町村を除き暴力団の排除に係る誓約書（様式第6号）を提出すること。
- (3) 契約予定事業の見積額の合計が、予定する委託料の総額を超える場合は、順位の低いものに係る契約は、締結されないことがある。
- (4) 契約の締結に当たっては、提案の趣旨を逸脱しない範囲で、提案内容の変更を求めることがあり、この求めに応じないときは、契約の締結に関する協議は不調とする。
- (5) 原則として、受託者として選定された後の事業計画の変更は不可とする。ただし、変更事項が軽微なものであって、事前に県が承認する場合は、この限りではない。
- (6) 契約書の作成は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第152条の規定による。
- (7) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。

9 その他

- (1) 提出書類は、返却しない。
- (2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、県は受託者の公表等に必要の場合には、提出書類の一部又は全部を提案者の許可なく無償で使用できるものとする。
- (3) 提案に係る経費は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 国等の補助金を受けて実施する事業は対象外とする。
- (5) 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）及び岡山県個人情報保護条例（平成14年岡山県条例第3号）の規定に基づく情報公開請求の対象となる。
- (6) 提出書類の受理後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (7) 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他提案者及び関係者において不法又は不正な行為があった場合は、提案を無効とする。

